

法務総合研究所長

中井 憲治 さん

犯罪白書の刊行や国連アジア極東犯罪防止研修所（「アジア研」または「UNAFEI（ユナフェイ）」）を運営する「法務総合研究所」。その活動内容は、他にも刑事政策や法務行政の研究、外国の民商事法整備、法科大学院支援など多岐にわたる。今回は、法務総合研究所の所長の中井憲治氏に、その活動内容についてお話を伺った。

（聞き手：石黒清子，構成：太田美和）

どんな国も単独で生きることはいできない。
アジアに法の支配を広めることで、
各国が相互の結びつきを強め、
発展することが期待できると考えています。



——法務総合研究所はどのような目的・経緯で設立されたのですか。

もともとは、戦前、判・検事の研究及び司法官試補の修習を所管する司法省「司法研究所」として発足し、戦後、刑事政策の総合的調査研究部門を加え、現在の「法務総合研究所」となりました。

現在、法務総合研究所では、主に、刑事政策等の研究、法務省職員の研修、海外との技術協力、それから法科大学院への支援、といった活動を行なっています。

——法科大学院への支援とは、具体的にはどのようなことをしていますか。

当研究所では、法科大学院への検察官派遣に伴う法科大学院との連絡調整や派遣検察官に対するバックアップ等を行っています。その他、司法研修所の白表紙のような、具体的な事例を素材とした教材を作成して、各法科大学院に提供しています。

——「国連アジア極東犯罪防止研修所（アジア研）」とは、どのような機関ですか。

1961（昭和36）年の日本政府と国連との協定により

国連の地域研修所として設置されましたが、今はODAの一環としての性格も併せ持った機関となっています。法務総合研究所の国際連合研修協力部の部長がアジア研の所長に任命されています。教官を海外に派遣するほか、外部からも講師を招き、研修やセミナーを中心に、幅広い活動を行なっています。

——具体的にはどのようなことを行なっていますか。

府中に泊まり込みで研修を行なう施設があり、アジアをはじめ、アフリカ、中南米等、世界各国から研修生が集まって研修を行ないます。研修期間は、テーマによって長短あります。基本的には英語を用いて、講義やグループワークなどを行ないます。テーマとしては、刑事司法、矯正保護、薬物取引、テロ対策など様々なものがあります。

現在、アジア研の卒業生は約2500名ですが、研修中、何日間も、同じ釜の飯を食べて過ごすので、研修員同士のつながりは深く、卒業後も交流があるようです。アジア研の卒業生は各国の指導者層が多く、研修所で得た人脈は貴重な財産となります。

他に、ODAの一環で個別の国を対象とした研修もあ

ります。例えば、タイの汚職防止、中国の犯罪防止等、各国の要請を受けて研修を行なっております。

研修の合間には、市民ボランティアの方々のご協力をいただいて、ホームビジットやお茶会のようなイベントを開催し、研修員が日本の社会や文化に触れる機会を設けています。

——アジ研の教官がカンボジアの裁判官になったことがニュースになっていましたが…。

最近、アジ研教官の野口元郎氏が、旧ポルポト政権時代の大量虐殺の責任者を裁く特別法廷の裁判官に任命されました。カンボジアの負の歴史を清算し、法の支配を広げることは、カンボジアの発展のきっかけとなり、非常に大きな意味があります。

アジアに法の支配を広めるということは、日本の通商と発展にも大きく関わります。取引の相手国に法の支配が浸透することで、安心してその国との取引を行なえるようになるからです。このことは、当所国際協力部の活動にもつながります。

——法務総合研究所の国際協力部の活動とは、どのようなものですか。

一言で言えば、「平成のボワソナード」ですね。日本から、実務家を教官として開発途上国に派遣し、法整備支援をしています。日本は、明治初期に、ボワソナードら外国人法律家に教わりながら外国の法制を取り入れ、これを自分たちのものとして運用してきたという貴重な経験をしています。日本が法整備支援を行なうことには大きな意義があります。時間はかかりますが、現地の実務家と意見交換をしながら立法作業を行なうようにしています。相手国の実情を無視した一方的な押しつけの法律は、実際にはほとんど動かないからです。

立法化が一段落すれば、法曹養成のための教育を支援していきます。優秀な実務家を継続的に育てることは、法制度を実際に動かすには必要不可欠です。

現在、ベトナムでは判決書の標準化等、カンボジアでは裁判官等の人材育成等の支援を行なっている最中です。他にも、ウズベキスタンでは倒産法のコンメンタール作成、ラオスでは民法の教科書や検察官のマニュアル作成など、様々な活動を行なっています。



プロフィール なかい・けんじ

2005年7月、広島地検検事正から法務総合研究所長に就任。司法修習24期（大阪修習）。1972年に検事に任官し、これまで、東京、那覇、水戸各地検検事、外務省国連局付、法務省刑事局公安課長、大臣官房会計課長、東京地検特捜部長、函館地検検事正、最高検検事、法務省矯正局長などを歴任した。この間、1975年から1年間、米国で在外研究。1989年から3年間、司法研修所教官を務めた。法務検察空手道部部长。空手準師範。ほか剣道五段、居合四段。

——その活動によって、法の支配を広めるといふことなのですね。

そのとおりです。アジアに法の支配を広めることで、各国が相互の結びつきを強め、発展することが期待できると考えています。どんな国でも単独で生きることができません。他国との結びつきによってその国は安定し、繁栄するのです。そのためにも、法の支配が各国で行き届くことが必要なのです。今行なわれている司法制度改革の国際版とでもいえるでしょう。

——弁護士ないし弁護士会に期待するのはどのようなことですか。

法整備支援には、法曹三者の協力が不可欠です。法整備支援活動に携わっている弁護士の方々は、とてもよくやっておられます。ただ、この活動は、長期間、実際に現地に行き行なうなど、弁護士の負担が非常に重いものもあります。そのような負担を軽減するため、送り出し事務所や弁護士会のバックアップを期待しています。

——本日はお忙しい中、貴重なお話をどうもありがとうございました。